

## 【出展規約】

第1条 本イベントへの出展(以下「出展」といいます。)を希望する企業等は、出展規約同意書を経済産業省(以下「主催者」といいます)より委託を受けた株式会社パソナ(以下「当社」といいます。)に提出するものとし、当社が当該同意書を受理し主催者の承認をもって本契約が成立するものとします。

第2条 出展者は、本イベントの公式ホームページ(JAPAN JOB FAIR 2019)に当社指定の方法で企業情報を掲載することができるものとします。また、当社は、会場において来場者に対して配布するパンフレットに出展者の企業情報を掲載します。掲載方法、掲載項目等の詳細について別途出展者にご案内します。

第3条 出展者は次の事項を遵守するものとします。

1. 出展に関する展示方法等は、「出展企業ガイドブック」に規定され、出展企業はこれに従うこと。
2. 出展に伴い、近隣の出展者に迷惑をかけないこと。来場者に危険や危害が及ぶような行為、および公序良俗に反するような行為をしないこと。
3. 出展するブース、セミナー、配布する資料、その他本イベントへの出展に関し、第三者の商標権、著作権、特許権、肖像権、その他の権利を侵害しないこと。また当社および他の出展者その他の第三者に迷惑をかけるような行為をしないこと。
4. ブース、セミナー会場、その他会場内においてマイク、拡声器等、重量物、長大物等の持ち込み、および大量の電力・水道を利用しないこと。
5. 第三者に対し、出展に関する権利を当社の許可無く、譲渡または許諾等しないこと。
6. 入場者は事前に主催者に登録することにより入場できます。入場者は本イベントに関係する人に限定すること。
7. 前各号の他、当社が本イベントの円滑な実施に支障をきたすと判断したときは、当社の指示にただちに異議なく従うこと。

第4条 出展者の機材を使用する場合その費用は出展者の責任とします。また当社は該当機材に破損や盗難があった際の管理責任は一切負いません。また出展者同士又は出展者と来場者との間でトラブル等が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

第5条 当社は、出展者が希望する来場者数および能力等を持った来場者が来ることを保証するものではありません。

第6条 本イベントの写真撮影、ビデオ撮影権は当社が有します。出展者による撮影は、当社に了承を得た上で、出展者のブース、セミナー会場に限り、肖像権・商標権を侵害しない範囲で撮影を認めることがあります。

第7条 出展者は、出展申込後に出展を中止する場合、必ず文書にて本イベント開始日の3週間前までに当社に通知しなければなりません。出展中止に伴うジョブフェアのブース設営や現地交流イベント等にかかる費用は出展者に請求する場合があります。

第8条 当社が承諾した場合を除き、本イベント中にブースの撤去等を行うことはできません。本イベント終了に伴いブースを明け渡す場合は、当社の指定する時間までに装飾を撤去のうえ原状に復すものとし、その費用は出展者が負担するものとします。なお、会場明渡し後も出展者の所有物が残置されている場合は、当社が出展者に照会することなく任意にこれを処分することができ、当該処分に要した費用は出展者の負担とします。

第9条 本イベントは公費によるジョブフェアであるため、成果把握のために行うアンケートや写真やビデオの撮影やヒアリングへの協力、また成果事例としてホームページ、パンフレット、チラシ等で公開されることに異議なく同意するものとします。

第10条 当社は、理由の如何を問わず、出展者およびその雇用者または関係者が、本イベント会や関連するイベントおよびその前後を通じて発生した、盗難、火災、事故、その他一切の原因を理由とする損害、損失、損傷に対して一切の責

任を負いません。

第11条 当社は本イベントの公式ホームページ(JAPAN JOB FAIR 2019)やパンフレット、その他の案内資料の中に偶発的に生じた誤字、脱字等に関する責任を負わないものとします。

第12条 出展者は、その従業員や代理人の不注意その他によって生じた、本イベントの建築物又は設備、ジョブフェア参加者、当社に対する一切の損害について、ただちにその損害を賠償するものとします。

第13条 天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他当社の責任に帰することができない事由により、当イベント及び、関連するイベントを中止せざるを得ない場合は、当社は出展申込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、航空券代・宿泊費等のキャンセル料その他の経費・損害を当社が補填することは致しかねます。

第14条 1. 出展者及び当社は、自ら(主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む)が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「反社会的勢力」という)でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約します。

2. 出展者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関し脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約します。

3. 出展者又は当社は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合又は第2項の誓約に反した場合は、何らの催告を要せず直ちに本規約を解除できるものとします。なお、この解除によって生じた損害については、解除当事者は責任を負わないものとします。

第15条 出展ならびに本イベントに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上